

政審資料

1958年
12月15日発行

No. 17

一目 次

焦点

- 一、明年度経済の見通し
二、明年度の経済政策の基本構想

研究

- 一、アメリカ経済の動向 武山泰雄 6
(日経、経済部)
二、歐州共同市場について 村野 孝 8
(東銀調査部)
三、日本経済の現状 山田亮三 11
(国民経済研究協会)
四、明年度予算編成の問題点 正木千冬 14
(参議院専門調査員)

資料

- 一、極東の危機—アメリカ社会党
全国委員会の声明
二、再軍備促進の推移
17 17

発行所

日本社会党政策審議会

東京都千代田区永田町衆議院内
電話霞ヶ関 5851111 内線 2222 番

焦点

一、明年度経済の見通し

(三三・一二月)

わが党は今春の通常国会、特別国会、臨時国会を通じて一貫して経済不況対策を要求してきたが、岸内閣は現状をもって不況にあらずとして、不況のシワ寄せをうけている中小企業、農林漁業、失業者、災害復旧について何らの措置もとらずに、大企業の保護救済対策に汲々し、一方では権力をもって国民に対する弾圧を意図してきた。しかも明年度予算編成を前にして、明年は経済上昇にむかうと予測して、またもや不況の現状と、経済政策の失敗をいんぺいしようとしている。かれらの甘い見通しが大企業の保護救済の余力を保持せんための政治意図の下にたてられていることは明かである。

わが党は、ここに左の通り世界経済及びわが国経済の実態とその動向を分析した。この真実の上に明年度のわが党の経済政策ならびに明年度予算編成大綱を立案するとともに、岸内閣のごまかしをバクロせんとするものである。

第一、世界経済

1、アメリカ

赤字財政下にありながら、なお、財政支出の増加をテコ入れとして本年春いらい景氣好転の兆しがみえている。しかし過剰生産の調整はまだメドがついていないし、設備投資は明後年まで上向きののぞみがない。従つて上昇のテンポは鈍く、景気対策はインフレ傾向を内包せざるをえない。一方大企業は経営合理化につとめているので雇用増加は阻害されている。岸内閣は明年春にはアメリカは景気回復すると楽観して、これをわが国の景気回復の最大の根拠としているが、明年のアメリカは回復—安定—拡大という順調な過程で上昇するのではないか、回復は鈍くかつ不安定である。日本商品の輸入制限が緩和される見通しはない。

2、西欧

一昨年から昨年にかけて拡大のテンポが著しく鈍った西欧経済は、本年に入つて停

滞から低下にむかってきた。この主要原因は過剰投資にあるので、西欧各国経済の急速な立直りは期待できない。明年は各国ともに欧洲経済圏貿易の拡大と東西貿易の拡大に努力を集中せざるをえず、とくに共同市場加盟六ヶ国の相互依存は強化され、欧洲の大半の国は通貨の自由交換性を回復し、フランスはフランを一七・五劣切下げ、アメリカへの依存度は低下する。わが国商品の西欧への輸出増加は困難となつた。

3、後進国

後進国とりわけ東南アジア諸国は昨年秋らしい急に輸出が減少して国際収支は悪化する一方である。これは主要輸出品である食糧及び原料品生産が世界的に過剰となり値下りが長期化し、かつ先進諸国の買付けが減少したことが原因である。各国は対策として輸入制限にむかっているが、資本財生産財が不足して開発計画の推進に支障を来たし、既存設備の稼動に差支えている。また消費財の厳重な輸入制限のために各国とともに住民の生活難が深刻になつてきた。

明年の後進諸国は世界経済の構造上からも景気循環の点からもこのままでは経済危機はさらに深まらざるをえず、これに対しても英米西独などの資本主義国も中ソ両国も積極的に経済援助にのり出してきている。わが国の対後進諸国輸出は、経済援助の立ちおくれと低くなる一方の各国購買力との二重の困難に当面するのである。

4、中ソ等社会主義体制諸国

景気循環の変動にわずらわされない中ソ両国の経済拡大は著しく、資本主義諸国との経済競争は激しくなつてきた。ソ連の七ヶ年経済計画及び中国の第二次五ヶ年計画の進行、中国商品の東南アジアへの進出、中ソ両国との後進諸国に対する経済援助の増加は何れもわが国経済に益々重大な影響を

もつてきている。わが国経済の発展のためには、日中國交回復と中ソとの経済交流は緊急に必要である。

5、総括

資本主義諸国は經濟停滞から鈍く不安定な上昇傾向をたどるとしているが、明年は本格的な景気上昇の見込はなく、本年と同じく世界貿易の拡大はのぞめない。かつ資本主義諸国相互間ならびに資本主義国対社会主義体制諸国との輸出競争も後進国援助競争も益々はげしくなる。岸内閣の輸出振興が中国貿易を中絶し、かつ国内市場拡大の土台に立たず、単に低賃銀労働にもとづく安値輸出を基調としているのでは海外では市場秩序の破壊者として排撃されるばかりである。またわが国がアジアの一国であることを忘れて、アメリカの極東戦略につらなる海外援助資金の力をかりて東南アジア諸国への輸出増加をねらうことは、かえって各国の疑惑を招くばかりである。

岸内閣の輸出振興方式の下では明年的輸出増加は困難とならざるをえない。

第二、日本経済

1、昨年五月に始まつた景気後退は戦後最大の過剰投資にもとづくものであつたが、岸内閣はそれを予見できずに投資競争と思惑輸入を放任して過剰生産に拍車をかけた。岸内閣は金融引きしめと操短とをもつて供給過剰を抑制せんとしたが、全産業にわたる操短を解消する何らの見通しも未だにつかず、かつ積極的に需要をひき上げてゆく何らの具体策も持っていない。操短は慢性化しており、景気後退は一年半以上もつづいている。

2、この間に、(一)戦前なみに復活した企業独占によつて独占商品価格の下落は阻止された。(二)財政投融資や財政需要が大企業の活動の下支えをつとめた。(三)大企業の労働生産性は向上したが労働強化されて、經營の労務費支払は下廻った。神武景気当時の超過利潤が大きかったので企業はこれを取り崩して損失を補てんした。このように大企業と岸内閣は協力して、景気後退の被害を中小企業者、労働者、農民、市民にシワ寄

せし、大企業経営の危機が破局に陥るのをくいとめた。岸内閣はこの現状と、輸出は横ばいだが輸入が大幅減少して昨年十月いらい国際収支が縮少均衡のかたちで好転した事実とを結びつけて景気上昇ののぞみが生れたと宣伝しているのである。

3、戦後の経済民主化の結果として個人消費水準は上昇したが、富めるものと貧しいものとの所得格差は拡がる一方である。また、農林漁業と中小企業にはいぜんとして生産力の低い零細企業が大部分を占めたままに放置されている。そこで働いている労働者を主体として不完全就労者数は一千万人に近い。また生活困窮者数は一千万人をこえている。このような日本経済の根本欠陥は全く是正されていないので、これ自身が国内市场拡大の阻害となり、労働者生活水準の引上げと完全雇用をもたらす経済の安定と拡大とを実現不可能にしている。

4、岸内閣自らも明年の設備投資は減退すると予測している通り、経済上昇の基本条件となる投資需要は先細りである。個人消費需要は一部の高額所得者を除いては横ばい以上を期待できない。輸出は世界経済の動きからみても、岸内閣の政策の制約によつても安定した拡大は困難である。明年の有效需要増加のカギは財政支出の増額とその運用如何にあるが、岸内閣の公約する減税と国民年金の実施が後退して、防衛関係費の増額のみが前進している明年度予算編成では、財政需要の効果は期待できない。

5、明年の経済は、短期的にみれば、生産、出荷、在庫等の経済指標について若干の波動好転はあつても現在の停滞状態がいぜんとして基調となるであろう。

第三、明年的岸内閣の経済政策

1、日米安保条約改定を意図している岸内閣の下では、日中貿易の再開と東南ア諸国との友好是不可能であり、再軍備費は増額となり経済の対米依存は深まる一方である。しかも岸内閣のかかげている輸出振興策とは、後進国に対しても賠償や借款供与の如く国内購買力を税金その他で吸上げて後進国購買力に肩代りするか、先進国に対しても

は出血輸出を強行するかであり、何れも労働者の犠牲の上にのみ実施されるものである。

2、大企業は経営の合理化を名目とする設備更新と労働力コストの切下げ、及び出血輸出をもって不況切抜けをはかっているが、岸内閣はこのような大企業の不況対策に呼応して、独禁法を骨抜きにして大企業の共同行為を通じて独占を促進し、かつ私鉄、バス、電気ガス等の独占価格の値上げを許容し、金融面で大企業の設備投資と滞貨に対するつなぎ融資を優先しよう。その結果、明年は雇用の増加は第三次産業部門の不完全就労に片よって悪化し、労働者の実質賃金は労働強化によってさらに低下しよう。

3、財政面では、防衛関係費や大企業むけ財政融資の増額をはかるため、公約した減税や国民年金の実施は全く骨抜きとなり、かつ自民党の減税公約の犠牲となつて地方財政の財源不足はさらに拡大する。また国民皆保険、結核撲滅、すし詰校舎の解消、失業対策事業や災害復旧事業の拡張の如き勤労国民の生活保障するための政策は全く累積について何らの反省も認識もない。

昨年五月いらいの不況の進行のうちに、岸内閣は、

(イ) 経済困難の自主的解決を怠り、アメリカよりの借款、外債等の経済援助に依存し、対米依存を深めて、軍事的にも従属せざるをえない悪条件を強めている。かつ日中貿易を中絶し、東南アジア貿易を停滞に陥らしめ、国外市場の拡大を怠っている。

第一 わが国経済の現状

岸内閣ならびに自民党は明年度経済政策として相变らず現在の経済不況をみとめない立場を固執し、本年度をはるかに上回る経済成長が可能であるかのように宣伝している。かれらには、自ら犯した経済政策失敗の責任と資本主義制度そのものがもたらす根本矛盾の累積について何らの反省も認識もない。

二、明年度の経済政策の基本構想

(ア) 過剰生産を解決する根本策もなく、大企業の保護救済だけをはかつて、慢性操短をやむなくせしめている。その結果、大企業は企業合理化をすすめて、ますます労働強化をはげしくして実質賃金を切下げ、中小企業、下請企業に対するシワ寄せを深め、企業間の格差と需給不均衡を拡大していく。

軽視される。農林漁業政策費の比重は後退し、公共事業面では農林漁業生産増強の土台となる治山治水対策を軽視して人気となり易い道路建設に重点をおいている。
3、明年度の岸内閣の経済政策が財政及び金融を通じて大企業の保護救済に集中し、しかも大企業に対する国家権力の擁護は、経済政策のみならず、文教労働その他諸法規の反動化の促進と相俟つて、大企業と国家権力との融合を益々強めてゆく。従つて、大企業と中小企業の格差や産業間の不均等は拡大し、労働者の消費水準は切下げられ、膨大な不完全就労者階層と貧困者階層は全く放置されるなど、日本経済の根本矛盾は深まらざるをえない。また健全な貿易拡大は期待できない。岸内閣が一部産業の一時的な好転をとらえて景気回復を宣伝しようと、労働者は短期的な経済現象に目をうばわれることなく、明年度の日本経済が岸内閣の経済政策によってさらにゆがめられ、生産力、雇用、生活水準、海外諸国との経済交流の正常な発展が妨げられている状況を監視し、これを阻止すべきである。

第二 長期経済計画との関連

わが党的明年度経済政策は、本年春の定期

大会で決定された長期経済計画にもとづき、基本方向として独立と平和の達成、民主化及び近代化、社会主義社会建設の三つの方向を軌道として、経済自立、完全雇用、生活水準の向上を実現せんとするものであり、まず計画実施の障害となる現存の諸矛盾、不均衡のうち特に極端な諸条件を緊急に地ならしをはかるものとする。

第三 明年度の経済政策

1、労働者の生活水準の引上げと雇用増加を通じて国内有効需要の拡大

イ 労働者の生活水準の向上のために国民年金制、国民皆保険、結核ぼく滅並びに最低賃金制を同時併行して実現してゆく。とくに自民党の国民年金案が大きく述べて单なる救貧政策に低下したのに対し、わが党は国民年金制を中軸とする社会保障制度の総合体系化をはかり、社会保障政策と経済政策との融合を促進する。

ロ 労働者の実質所得の引上げのために、租税の公平、簡素化、減税の三大目標の下に低額所得者を中心に、国税にあつては所得税、物品税、地方税にあつては事業税、固定資産税（農業）等を通じて大幅減税を行う。

ハ 雇用増加のために国土調査事業の拡大、建設投資を拡大し、その重点を低家賃公営住宅の大規模建設、道路、港湾、土地改良等の公共事業を増大する。

ニ 産業経済の地域的不均衡を是正するため工業配置法の立法化により、全国各ブロックに新工業地帯を設定育成し、中小都市の軽工業振興をはかり、経済力の分散と雇用の改善に資する。

2、アメリカ片貿易の是正と海外市場の拡大イ アメリカよりの外債募集は中止する。対米依存の原料及び食糧輸入を近接地域よりの輸入に転換し、アメリカの域外調達と特需依存より脱却する。

ロ 日中貿易を緊急に再開し、日本、中国、ソ連、東南アジア諸国を結ぶ多角貿易方式を含めて相互間の貿易規模の拡大をはかる。

八 東南ア諸国をはじめ後進諸国に対し、貿易拡大をはかるとともに、アメリカひもつきの岸構想を排除して、低利長期なる借款供与及び技術提携を促進する。

二 中小企業を主体とする完成品輸出産業に対する国の助成を積極化して、輸出体制の安全拡大をはかる。

3、経済制度の改革

イ 資金計画の一元化と民間金融機関の再編成

(一) 資金計画委員会の新設

資金計画委員会を行政委員会として内閣につくる。財政・民間両資金を通じて産業長期資金の産業別融資順位、これにもとづく公社債発行の基準、中小企業及び農林漁業、零細生業に対する政策金融、金融債、地方債引受などの特殊金融と一般産業金融との配分調整につき、長期及び年次計画をさだめる。融資の実施については本委員会は各金融機関（保険会社を含む）の運営を監督する。

(二) 日銀の中立性堅持

日本銀行を官僚と大企業の悪用から防止するため、日銀運営の最高方針を日銀政策委員会が決定する。現行制度を堅持する。政策委員会決定の日銀業務に對し政府は業務執行命令はできないよう日本銀行法を改正する。

(三) 民間金融機関の再編成

民間金融機関の乱立が経営コストの上昇を招いて金利引下げを妨げ、かつ巨大銀行が大企業系列と密着して私的独占を促進している現状を是正するため、民間金融機関を長期短期別の各専門機関に再編成する。長期金融機関は長期信用銀行。興業銀行、不動産銀行、信託銀行、保険会社とし、短期金融機関は普通銀行、相互銀行、信用金庫、信用組合とする。短期金融機関の長期融資は中小企業むけの少額融資を除いて、すべての国の資金計画委員会の方針に従うものとする。

(四) 政策金融の推進

零細企業を主体とした中小企業、農林漁業、労働金庫活動に対する金融について、国はこれの保護助成のため

に財政資金の投融資及び財政資金による利子補給、損失補償、債務保証等の援助を強化する。

(一) 大企業に対する国の特恵制度の廃止

(二) 租税特別措置法を改廃して過度の減免税を廃止する。

(三) 個人及び法人の超過利得に対しては累進課税する。

(四) 大企業の資産再評価を推進する。

(五) 大企業の計画化

とくに重要産業、電力、石炭、原子力を中心とするエネルギー産業、鉄鋼、化学肥料、セメント、主要陸海輸送、航空、および石油化学等の重要な新規産業については党の社会化計画を進めつつ国の監督

を強化し経営の民主化を促進する。

(六) 重要産業に対し、国の立入調査権を強化する。

(七) 新規の長期投資、設備変更、価格、料金、利益の分配等については国の許可をうける。

(八) 各産業に対する生産体制の確立をはかり、流通機構を整備する。

二、総合エネルギー政策の確立

電力、石炭、石油、天然ガス等エネルギー産業各相互間の需給調整、価格、料

金の適正化をはかる。とくに原子力については社会化を徹底し原子力技術の国产化を促進する。

ホ、農林漁業の協同化、近代化の推進

(一) 國土総合開発計画による土地利用の高度化と農用地の拡大を行い大規模開墾、土地改良、漁場の造成により生産基盤の確立を図る。

(二) 農林水産物に対する価格支持制度の確立、農産物輸入を制限して消費拡大、国内自給度の向上をはかる。

(三) 農林水産業の経営近代化のための技術指導の強化、生産手段並びに設備に対する融資強化、協同化推進のための国の指導援助を行う。

へ、中小企業の協同化、近代化の促進

(一) 適正な産業配置を実現するため、企業と中小企業との分業体制を規制し、中小企業の産業分野を確保する。

(二) 財政、金融を通じる積極的な補助、設置を促進し、また技術指導、経営相談を活発にして、企業の近代化と自主的協同化をはかる。

(三) とくに勤労性事業については、税制上、金融上の特別措置を行い、社会保険制度の完備とあいまって、その自主的協同化を促進する。

第四 明年度の六大法案

わが党的明年度経済政策は上述の基本政策にもとづいて、明年度予算編成大綱及び左の六大法案を策定しこれを中心として政策活動を展開する。

(1) 雇用基本法

国が経済政策がつねに明確な雇用計画をともなうべきことを義務づけるとともに、労働力の計画的配置、不完全就労の解消等の措置をおこない、あわせて雇用効果のたかい産業の育成、身体障害者の雇用促進等につき雇用政策の基本方向を規定する。

(2) 農業基本法

わが國農業の発展方向ならびに農村過剰人口の解決方向を明示して國の政策の基本方針とする。その内容は、未こん地の開拓、土地改良等の國土開発による新農家造成と生産増加の方向。外国食糧依存体制の打破と農産物価格支持政策による国内食糧自給実現方向。農家経営の協同化を土台として農業近代化を推進し生産性向上と生産コスト低下の方向を明かにする。

(3) 国民年金法

全國民へ年金を適用するという建前で、長期的所得喪失に対する保障を行わんとするものである。被用者年金と一般年金の二本立とし、老齢、遺族、障害給付を内容とする。いずれも最低生活を保障する金額であって、過渡的補充的なものとして無拠出制度を採用する。

国民年金は国費の大幅注入によって推進

される。

(4) 最低賃金法案

中小企業、零細企業、労働者の最低賃金を固定化する業者間協定方式の政府最低賃金法案に反対し、全国、全産業の十八歳以上の労働者に最低八、〇〇〇円の賃金（経過的に二年間六、〇〇〇円）を保障する。

(5) 商業調整法

流通機構を整備し、とくに一般小売商業の保護をはかることを目的とする。その主

な内容は、メーカー・卸業者の小売事業を禁止する。小売市場の設立を許可制にする。購買会の員外利用を規制する生協には二割の員外利用をみとめるの諸点である。

(6) 工業配置法

国土の総合的な利用ならびに開発をはかるため、工業の適正配置を促進し、あわせて雇用の拡大と地域的な経済力の不均衡の是正をはかる。

研究

一、アメリカ経済の動向

日経・経済部次長 武山泰雄

一、九月当時の動向

前回（九月二日）の私（武山氏）の説明では、一応つきのような結論を下した。

(1) 経済指標のうえからは少くとも四月で底に入ったと考えられる。

(2) 生産は財政需要に刺戟されてインフレ的な発展をしめすだろうが、設備投資が生産の中心になるまでにはまだ時間がかかる。

(3) 失業率はさほど低下しない。

以上の見方はいまも基本的には變っていないが、その後の経済情勢が予想以上に回復した点に注目して、その理由をもう一度検討してみたい。

景気をささえた要因として消費者支出が堅調であったことがよくいわれるが、私は、これとてもむしろ財政支出による影響が大きいと考える。

(1) すなわち、農産物価格支持、政府職員に対する給与の一月にさかのぼる追加支給（四六億ドル）がそれである。また住宅建設の増加（七月一一六万戸（年率換算）九月一二二万戸（〃））も財政資金による住宅抵当融資の頭金の低下によって促進された。

(2) 政府の年次報告書では本会計年度（五八

年七月～五九年六月）に一二二億ドルの大赤字歳出七九二億ドル、歳入六七〇億ドルを予告したのでこれもインフレ気運を高めた。

(イ) おもな歳出増の項目は、国防費（五億ドル）、農業関係費（二〇億ドル）、景

氣対策費（一八億ドル）である。

(ロ) また歳入面では所得税二七億ドル減、法人税三七億ドル減であった。

(イ) この赤字うめのために政府は短期債を発行し、かくして政府もインフレ傾向を助長している。このように底入れ促進については財政の役割が重要な意義をもつており、消費者支出が主役であるという見方には直ちに賛成できない。

三、生産上昇はV字型

1. 生産上昇の特徴

この第二・四半期から第三・四半期にかけて生産はV字型の発展をとげたといわれる。国民総生産は第二・四半期四、二九〇億ドル、第三・四半期四、四〇〇億ドルであり、第四・四半期は四、五〇〇億ドルが見込まれる。

このV字型の生産発展の特徴をみると(イ)住宅建設 (ロ)在庫整理のテンポが後退したこと（四〇億ドル減） (ハ)政府買付けの

五、失業問題

か。

十月には五〇〇万人台を割った。しかし、年々一〇〇万人の雇用人口が増大しており、

たとえ五九年に生産が目標に達したとしても失業は減らない。失業率が高い反面労働生産性は次第に高くなっている。

六、結論として

(1) 中間選挙における民主党の勝利によつて、財政支出は更に増進しよう。共和党政府も今回の選挙の見通しがつくまでは政策に気迷いがあつたが、インフレ傾向がはつ

- (2) ただし、アメリカにはインフレ促進の強力な九団体が圧力団体として挙げられてゐることは注目に値する。
- (3) すなわち、建設業者、軍需産業、消費者信用産業、年金受給者、軍人恩給、研究所の科学者技術者、政治家、労働組合、農民である。
- (文責 米山)

二、歐州共同市場について

東京銀行調査部次長 村野

孝

一、背景

1、社会的状況

歐州のナショナリズムは、今日ではも早、それ自体では貫徹できない。そこで何らかの形でインターナショナリズムをとり入れ、両者の結合をはかつてている。利己主義と愛他主義とをうまく調和させるという思想は戦後の欧州では一そう強くなつてゐる。アメリカとソ連の二大国にはさまれて欧州の政治的経済的発言力はいちじるしく弱まり、そこから生じた危機感をキソとして石炭、鉄鋼共同体、原子力共同体などがうまれてきた。

2、シューマン・プラン

今、問題になつてゐる共同市場の前身は欧洲石炭鉄鋼共同体、いわゆるシューマンプランである。この内容を一口にいふと、石炭、鉄鋼の生産、流通に関しては国境をとり除くことである。参加国は、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグに西ドイツ、フランス、イタリーの六カ国で、一九五一年に調印された。

価格の面からは一物一価の法則をつらぬくとともに、資源の不均等を合理化し、資本、労働の移動を自由にする、また二重価

格、補助金等の国家的介入をやめる等の趣旨である。

組織的には、石炭、鉄鋼に関する政策を決定する最高機関 (High Authority) を設け、共同体に関しては各国が主権の一部をすら譲つてゐる。これについては、経済の単なる協力 (Cooperation) ではなく統合 (Integration) であるといわれてゐる。

この共同体機構の効果をみると、石炭に關してはたしかにコストは安くなり取り扱い数量はあがつており、現在の石炭産業の不況を救うのに役立つてゐる。

3、歐州経済共同体

このようにして、経済共同体としてのヨーロッパの地域的結合は強まつてきただが、今日欧州経済共同体という概念のなかには、(1)共同市場と(2)原子力共同体すなわちユーラトムの二つが含まれてゐる。

今では共同市場の方が大写しになつてゐるが、発生的にはユーラトムの方に重要性があつた。つまりヨーロッパの衰退は、要するに生産性が低いことに原因があり、それは畢竟エネルギー不足に帰着する。そこで欧州諸国が原子力開発のために共同作業をおこなうことには踏みきつたというのがユーラトム発生の事情であるが、原子力エ

ベルギーの経済化は、向う三〇—四〇年間実現しないだろうという見通しがはつきりするに付れて、いつの間にか共同市場の方が前面にでてきた訳である。

二、共同市場構想の具体化

1、経過

欧洲經濟共同体の一翼をなす共同市場の原理は、シューイマン・プランと一しょである。ただ共同市場の方は、石炭、鉄鋼のみならず、その經濟圏内で生産され、流通する一切のものを対象にしようとしている。

このイニシアチヴをとったのはベルギーのスペーク外相で、一九五五年四月、ベネルクス三国は外相會議を開き、經濟統合を石炭、鐵鋼からさらに拡大することを申しあわせた。

ついで五五年六月、イタリアのメシナに六カ国首脳ベネルクス三国に独、仏、伊があつまって検討した結果、五七年三月二十五日、歐州共同市場に関する條約の調印となつた。この発効は一九五九年一月一日であるが、原型となつたのは、前記スペーク外相によるところのいわゆるスペーク案である。

2、スペーク案

スペーク案の内容を概括すると次のとおり。

a、加盟六カ国は、五九年一月一日以降十二年十五年以内に、貿易障壁を一切とり払う、すなわち関税を零にし、輸入割当を全部なくする。

但し、外に対しても共通の差別的関税、貿易をおこなうものとする。

b、經濟的国境をとり除き、單一市場とする。

二重価格、カルテル等私的独占、国家の補助金等は一切廃止する。

各国の法制、法規、財政政策、經濟政策、社会政策について必要な調整をおこない同一的な状況下に自由競争をやれるための条件をつくる。

c、既存の資源の利用だけでなく、未開発資源を開拓する。(例えば南イタリア等) d、労働、資本の地域内の自由移動をみとめる。

三、共同市場条約の内容

条約の本文は、六部二四八条からなる膨大なものである。その構成は、第一、基本原則、第二、共同市場の基礎、第三、共同市場の政策、第四、海外領域の編入、第五、共同市場の機関、第六、一般および最終条項となつてゐる。

1、基本原則

十二年間に加盟国の圏内を無関税地域とする。この期間を四年ごとに三段階に分け、第一段階、関税三〇%ひき下げ、第二段階、さらに三〇%ひき下げ、第三段階、残りの四〇%をひき下げる。

五九年一月一日の発効と同時に関税是一〇%下げ、輸入割当を二〇%だけふやすことになるが、第一段階から第二段階へは自動的にではなく、閣僚會議全員の一致が必要。

第一段階の四年間にうまく行かないと二年間延ばし、さらにうまく行なければ六カ月延長する等の措置がみとめられてゐる。第二段階から第三段階への移行も自動的には行かない。

2、基礎

資本、労働力の自由交流、財政、經濟、社会政策の調整等はスペーク案に同じ。

農業生産物に関して一物一価の法則を適用できるか否かで大問題になつた。各国とも農業保護は非常につよい。そこで農産物の関税をとつたらお互いにどうなるかで深刻な問題が提起されたわけである。結局、農業政策を余り違わないものにしよう。価格形成機構となるべく共通のものにしようということに落着いた。農産物の最低価格

め。

e、國際收支のうえで困難がおこった場合、特別の措置をみとめる。こうした貿易、關稅を自由にする原則の特例にもかかわらず、さらに状況が困難となつた場合は、必要な援助をおこなう。

f、機關は、閣僚會議(意志決定機關)ヨーロッパ委員会(執行機關)裁判所、総会(議會的役割)等からなり、ほぼ三権分立の建前である。

をきめるとか、相互に長期買いつけをする等この分野では相対的に保護主義が貫かれている。

運賃については全く平等とし、国家は保護措置をとらないことがとり決められている。

3、政 策

全体として計画的なものではなく、自由競争の原理がキソになつていて、

法律、租税の制度、経済政策、通貨、財政政策、社会政策を調整するという点はスペーク案に同じ。とくに通貨政策については、西ドイツ、ベルギー、オランダ等国際収支の非常にいいところと、フランスのようにわるいところがあり、調整上、困難な問題を含んでいる。為替相場の体系もわるく、ドイツマルクは高すぎるし、ポンド・フランの間はうまくいっていない。

もつとも条約本文は、六カ国地域内は無関税、無割当とし、外に対しては関税を安くしてゆこうと、大きなことを言つてい

る。
社会政策費については、ブルム内閣いらいの政策でフランスはもつとも高い。男女同一賃金制、その他のフランスなみの水準に、各国が漸次足をそろえてゆくことになりう。

低開発地域の開発には、各国が出資してこれに当ることを決めている。

4、海外領土の編入

海外領土の開発についてフランスより提案があり、諸国はフランスの植民地主義にすり替えられることを警戒したが、結局編入された。これは海外領土の関税についても漸次ひき下げてゆくというものである。例えば伊領ソマリーランドは、母国イタリーに対してだけでなくフランスに対しててもひき下げるということになる。

条約は海外領域開発基金を設けて、条約発効後最初の五ヵ年間に加盟国は五億八、一二五万ドルの払いこみをすませることを規定している。

5、機 関

機関は総会、閣僚会議、欧州委員会、裁

判所となつていて。それぞれの構成機能は

a、総会……一四二名

欧洲委員会の任命権をもち、年次報告、予算の審議をする。三分の一の数があらば委員会を解任することができる。

b、閣僚会議……十七名（独、仏、伊各

四名。ベルギー、オランダ各二名。ルクセンブルグ一名）条約実施計画のうち、第一段階から第二段階への移行は全会一致を要するが、それ以後の段階移行は表決によつて十二票が賛成すればよい。

c、欧洲委員会……九名

条約の実施を監視する。決定は単純多数決によつておこなう。

d、裁判所……七名

国家もしくは個別企業の条約違反にたいして裁判権を行使する。

6、一般および最終的条項

技術的な諸規定

四、共同市場と歐洲諸國

もし、ド・ゴールが経済政策に失敗すれば、共同市場の加盟国としてのフランスは、トーケン・メンバ（Token member 謙人形の意）となるだらうと言われている。共同市場の加盟国のかたでガタついているフランスは自由競争の建前に反して保護政策をとらざるを得ない立場にある。そこで、どうしても保護主義に傾くがベネルックス三国はこれに不備の意を表してゐる。しかし共同市場の建前は根本的には崩れていない。

イギリスはOEEC（歐州經濟協力機構）七カ国の経済協力による自由貿易地域を提唱している。これは歐州共同市場に対するイギリスの苦肉の策で地域内の関税や割当制を撤廃するが、地域外にたいする関税は各加盟国が独自の立場で決定し変更できることとし、しかも食糧を主とする農産物は自由貿易地域から除外することになつてゐる。言うまでもなく、この提案は、英連邦特恵関税制をテコとするイギリスの有利な体制を一方で維持しながら、一方では歐州市場を確保しようとする意図によるものである。

明年一月一日、共同市場条約が発効して関税一〇をひき下げるれば、自由貿易地域も同時に

に発足せざるを得ないわけだが、こうした情勢のなかで、第三国に対する自主的関税の問題で原則的な歩みよりをみせた共同市場六ヵ国とイギリスとの間に、いわゆるモードリング委員会が設けられて妥協的折衝がすすめられた。

しかしフランスは程なくイギリスの提案を拒否、このためイギリス側には、スカンジナビア三国（ノルウェー、デンマーク、スエーデン）にスイス、オーストリア、それにイギリスを加えて別の経済ブロックを樹立し、後日、このブロックと共同市場のあいだであらためて交渉すべし、とする意見も強まっている。

共同市場加盟六ヵ国を除く十一ヵ国では、こうした情勢に対応して新しい提案をおこない、関税ひき下げをガット加盟国全体に適用しようとしている。見通しとしては、ガット加盟国（四十五カ国）を対象に一〇%の関税ひき下げ、二〇%の輸入割当増加ということになるのではないか。

もつとも経済ポジションのわるいフランスは、それでもなお渋っている有様である。

五、共同市場と日本

日本は、一九五六年度で欧州にたいする輸出

三、日本経済の現状（産業動向から）

国民経済研究協会理事 山 田 亮 三

一、景気局面の転機

ナベ底といわれた景気も最近になって変ってきた。何がどう変わったか。政府はいつも樂観論をいうものだが、最近の情勢をみると、不況の底いれ段階がきつつあるのではないかと思われる。勿論、これを単純に景気上昇とはいえないにしても、とも角、上昇カーブを描く方向に変ってきてることは認めねばならない。

二、物価、生産、出荷の上向き

第一に物価をみると、今年の二月から五月頃までは横ばい、五月から九月頃までやや下

は総輸出額の八%このうち共同市場諸国にたいするものの四・一%で、額としては大きくなれば、品種によっては大きな競争力に直面することになる。

輸出品のうち欧州向け商品の率をみると。

| | |
|------------------|-------|
| 絹、人絹 | 二七% |
| グルタミンサン・ソーダ（味の素） | 三二% |
| 内類（主として鯨肉） | 六一・五% |
| 材木 | 四四・五% |
| ニッケル | 九七・五% |
| 寒天 | 四七・五% |

（一九五五年）

となっている。

またガット二十四条によつて、関税は相手国に對して前より高くしてはならないことになつてゐるが、共同市場條約の發効によつてこれらの國々の関税が低くなれば、相対的に日本の関税は高くなることになる。さらに東南アジア等の諸国においても、日本は強化された競争力と太刀打ちすることになろう。何れにせよ日本にとつては不利である。

（文責 横山）

り氣味でとくに纖維相場は九七月に急落した。しかし最近では全般にもち直してきていい。物価動向全体をリードする金属關係がもち直してきており、総合指數は上向いている。

第二に生産と出荷をみると、四月以降の生産指數は全体として横ばいだったが、九十月にかけて生産活動指數は上昇氣味である。しかも一般の在庫は横ばいであることは、物が売れて出荷が増大していることを示していきくと、荷足がよくなつたと言つている。

三、比較的よい産業

個別産業についてみると、一般的に産業界の人は、まだよくなつたという実感をもつてない。しかし転機にきているという感じはある。

(1) 電気銅

昨年十月、今年三月と二回にわたり操短、同時に輸入がと絶えたことによつて出荷がふえ在庫が減つている。そのため正常在庫をわって、価格があがつてきた。これには国際的な好転の影響もある。今後は、操短もほぼ解消して一応デフレ以前の状態にもどるであろう。

(2) 紙パルプ

新聞用紙は王子三社が独占しているが、王子製紙のストのため予期せざる在庫調整がおこなわれた。もし王子製紙が動いていふると、過剰になつたと思われる。上質用紙は六月頃から市況が立ちなおつてゐる。化織パルプは依然わるい。

(3) 鉄鋼

国際的な鉄鋼市況の回復と関係がある、国際的にみて日本の鉄鋼は割安になつてきており輸出が増大している。勿論、メーカーの在庫も多いが、人氣的に業界に与えた影響は大きい。国内取引きはふえてきて全体として底入れ気配である。

しかし、輸出（安値輸出だが）でよくなつてゐるのは八幡など大メーカーだけで、中小メーカーとの格差はひろがつてゐる。

(4) 電気機器

重電関係では東芝、日立など設備はまだ遊んでゐるが、受注残は多い。軽電はさらに伸びてゐる。企業全体は活氣づいていふ。

(5) 自動車

出荷は、本年十月で一七、一〇九台で戦後最高である。普通車、大型トラックはわるいが、小型四輪トラックが非常に伸びてゐる。在庫も減つてほぼ正常在庫である。とくに注目すべきことは、自動車産業が輸出していることである。十月で一、六七〇台を輸出しており、これも戦後最高である。ト

ヨタ、日産は輸出面でも優位にたち、アメリカ向け乗用車も出している。

(4) 織維

問題は構造的なものであつて簡単にはいえないが、目先はやや回復している。人絹、綿はずつと不振であったが、一応採算性にのつてきた。スフもどうやら伸びている。全体として、インドネシアに輸出する等の事情もあつて、やや人氣的にとりもどしてきた。従来のように、ナベ底でかつ赤字だという情勢はなくなつてきている。

四、よくない産業

右のような半面、深刻な企業も多い。

(1) 石炭

生産目標を当初の五、六〇〇万トンから、四、八八〇万トンまで下げてゐるのと、大手は一五%の出炭制限ということになる。これは相当きびしい打撃で今後に問題を残してゐる。現在、山元貯炭は四七〇万トンあり、二十九年のデフレ当時を上まわる。工場のストックを含めると全体の在庫は、一、〇〇〇万トンを超える。石炭の需給関係は、電力需要と労働組合のストライキによつて大きく左右されるが、電力については、上期に多く引取られ、で、山元からそゝ荷は動かない。ストライキは結果的に在庫調整の役割をはたすのであるが、大手各社は、ストライキのため実際上は出炭制限をやつてない。

(2) 肥料

硫安の生産はあがつてゐるが、滞貨もまたふえている。滞貨の増大は季節的なものであるが、かりに輸出が振わなければ季節的ではすまないデッド・ストック（Dead Stock）をかかえることになる。そこで何とか輸出の増進をはからねばならないところだが、これは猛烈な安値で、つい最近の韓国での入札値段は四一ドルだった。（国内価格五五ドル）だから輸出がふえるにしても赤字がたまるわけで、これをどうするか、深刻な問題をかかえている。

石灰窒素や過磷酸石灰も深刻な過剰に直面しており、国内市場はのびないし、輸出も望みがないという有様である。

石 油

(iv) 本格的に好転するかどうか疑問がある。
末端の需要がでていない。

五、日本経済の基調

現下の情勢が、本格的な不況局面として、さらに発展すると考える向きも從来多かつたが、世界的にも日本においても、今後さらに後退する可能性は少いのではないか。この春から秋にかけて、日本経済は一応の需給の均衡状態を保ってきた。物価も横ばい、生産もこれ以上下らない。という状態である。そこで需要がふえるならばこの均衡は破れて、この局面は上向し得るわけである。秋になって、公共事業費のくり上げ支出とか、供米代金の散布など、政策的、季節的刺戟がおこなわれて、上向く条件がてきた。均衡状態から上昇の方を向いているという現下の体制は否定できない。そこで、その上りかたであるが、これは均衡状態そのものをもたらしている条件によってきまる。

六、均衡の条件

均衡の条件は、第一に、操短である。産業全体としては六五%の低い水準になつている。しかし、在庫水準は高い。在庫をさらに崩すために操業をこれ以上落すと、採算がとれないということのために現在の水準で止まっている。

第二に、市場であるが、機械など受注残を多くがかえていた。神武景気当時の膨大な蓄積によつて、全体に不況期を通じて食いつぶしが利いた。

第三に、景気支持政策によつて、政府市場が拡大の方向をたどつた。とくに農村の豊作は自動的に購買力を増加させた。大体こうしたもののが、経済のこれ以上の下降を支え、均衡をつくり出してきたものと考えられる。

七、上昇の条件

そこで均衡を破る需要の増大ということであるが、必ずふえるものは先ず政府の財政支出である。それから民間の消費市場として、農村の豊作が農家の消費水準を基本的に規定している。民間一般としては消費購買力は前年に比べて減っていない。雇用、失業情

勢はある程度深刻になるが、政府市場や民間市場の上昇によつて、どうも消費支出は低下しないような気がする。

また輸出がふえれば、国内市場を刺戟し内需をひき出すことになる。

八、一つの定理

輸出の増大は世界景気と関連がある。私はヨーロッパの景気は今が底とみる。ヨーロッパの外貨準備は非常に好転している。これは不況が一定の進行をみせていることを示している。

戦後の事情を考えると、外貨準備があがると景気が好転するのが通例である。とくに日本では、デフレからの脱出については、輸出の増大が主導権をとつてゐる。私は、この現象から、外貨準備の好転は景気好転をもたらすということは、いわば定理のようなものであらうと考える。

九、世界景気の見とおし

アメリカの場合、明年上期は若干の停滞があるにせよ、下期から六〇年にかけて景気はあがるのではないか。世界的にも、明年に秋ごろから好転する公算が大きい。

十、日本の今後の輸出

日本経済が現下の不況から脱出するうえで大きな条件となる輸出は、最近傾向が変つてきている。三〇年いらいの投資ブームで、日本経済の合理化、高度化は相当すんでいた。その結果、自動車の輸出ができるようになつたし、また電気機器とくにトランジスターを使った携帯用電気機器の輸出がのびている。従来、輸出の中心であった織維、造船、鉄鋼、雑貨等は概して頭打ちの傾向にある。こうした傾向をみると、どうしても新しい産業を育成する必要があるようと思う。輸出面で産業高度化の一定の芽がでているのだから、これは育ててゆくべきであろう。東南アジア等後進地域にたいする輸出よりも、むしろ、現在の日本の輸出産業は、低賃金を生かして高賃金、高価格の国を狙つて製品をだす方向に進んでいるのではないかと思われる。

十一、ゆるい上昇カーブ

均衡状態の条件として大幅な操短と高水準の在庫がある限り、一般的な産業設備投資は

しばらくは停滞せざるを得まい。これだけ大規模な過剰設備があるのでから、これ以上の投資はのぞめない。

ただし財政支出に支えられて、公共事業費にもとづく固定投資はあるし、まだまだ技術革新的要素はあるから産業投資もないとは言えない。例えばソーダ業界は、アンモニアを自社製造するための設備を計画しており、硫安業界にしても、ガス源を従来の石炭から石油に転換するため設備の更新をおこなつてい

しかし、全体として設備投資は停滞的である。

そこで設備投資が急速にのびないとすると上昇カーブもゆるいものと考えざるを得ない。

そしてこの期間中に各産業の猛烈な系列化がすすめられており、大企業と中小企業の格差、優良産業とよくない産業の格差が一そぞうはげしくなるであろう。

(文責 横山)

四、明年度予算編成の問題点

参議院専門調査員 正木千冬

一、本年度予算の運用とその影響

1、運用面

本年度予算の最大の欠点は、編成当時に不況進行が明かであつたにも拘わらず、なんら不況対策を講じなかつたことである。とくに歳出面で労働対策、社会保障対策が安易にすぎた点が目立つてゐる。

従つて予算成立ごろの見通しとしては、景気後退が長びき、鉱工業生産低下も激しいので、補正予算がどうしても必要になるとみていた。ところが今回の景気後退は造船、機械等の重工業への波及が軽く、失業者の増加、生活困窮者の増加などにともなう社会保障関係費の支出は、だいたい当初予算の枠内で間に合うようである。

そこで岸内閣は自民党の水田委員長報告（現在の不況を長期的にみて成長力の渋滞であるとみて、その基本対策として有効需要の喚起が必要であると結論している。ただし不況の事実を直視せず、なんらの緊急対策の必要をみとめていない）に対しても否否定的な態度をとり、殊更に不況対策と銘をうつ対策をとろうとしなかつた。

しかし実際は

イ、公共事業費のくり上げ支出

（十二月末までに公共事業費、住宅施設費、官庁營繕費、航路標識費の本年度予算現額二、〇〇七億円のうち八一%の

一、六一二億円を支払う。これにより前年同期までより四二〇億円の支払増となる）

ロ、財政投融資計画の改訂増額

（本年度の当初計画三、九九五億円。

その後、鉄鋼、造船の不足資金を賄うため興銀長銀債の引受け一〇〇億円、日本放送協会三五億円、中小公庫二〇億円、国民公庫二〇億円、商工中金二〇億円、不動産銀行一〇億円、住宅公團若干、外債発行にともなう電発への追加一〇八億円など全体で四、三三三億円に増加した。実行面では前年度分のずれ込み八五〇億円を加算すると、上期の実績は二、〇四四億円、下期見込は三、一二八億円で合計五、一七二億円である）

右のように一般会計予算も財政投融資計画も本年度下期は上期より支出はふえるので、この面で経済刺戟力は大きくなつてゐる。

しかしながら、財政投融資の原資面では郵便貯金の伸びが悪く当初の計画一、一五〇億円から八五〇億円に減少する見込みなので、資金運用部の蓄積資金を三八五億円も取り崩して投融資計画の増額をまかなうこととした。その結果、資金の余裕金は残りが一〇〇億円しかなくなつた。これでは今後の地方債の起債の枠の増額、開銀の回

収金不足、国鉄の自己資金不足の穴うめも不可能となり、明年度の財政投融資計画は原資の面からみて編成難となつてゐる。

2、経済への影響面

政府はこのような原資不足は、下期からの景気回復によつて自ら解決できるという態度をとつてゐる。

政府は下期から景気回復にむかうと予測する根拠として、下期は季節的需要増に支えられて鉱工業生産水準が上期よりも7%上昇すると予測している。この7%上昇も実は季節的にみて毎年三月ごろに生産集中する食料品生産（とくに酒）を除けば非常に低い上昇率であるから、おそらく7%の上昇は実現不可能ではあるまい。むしろ政府の経済予測で問題となる点は、本年四月より鉱工業生産者在庫が減少し、この結果として七月より生産指数が上昇したが、四月よりの生産者在庫の減少とは逆行して同月より販売業者在庫があえている事実である。とくに鉄鋼、石炭など重要原料品の販売業者在庫がふえている点である。このようない生産指数上昇の背後で、過剰在庫のシワ寄せがメーカーから販売業者に移行しただけなら、需要の実勢はそれほど増加していないことになり、現在の生産上昇は持続性が乏しいことになる。事実、生産者在庫は四月、五月は減少にむかつたが、六月より八月にかけて再び増加に転じてゐる。これだけみると在庫調整は未だ安定した段階に入つていいのではないか。

しかしながら、全体としては不況は二番底に入るのではなく、好転しうる兆しが見えてきたとは云えるであろう。

二、明年度予算編成の問題点

1、本年度予算の財源不足

まず本年度予算についてみると、当初は年度間は3%の経済成長率を予定していたので、一般会計予算の租税財源としては約200億円の自然増が期待できたが、改訂された成長率は0・1%なので、これでは租税財源はむしろ当初予算よりも減少せざるをえない（約70億円）。従つて本年度租税財源は大体自然増なしの横ばいとみな

ければならない。これでは租税自然増を財源としての補正予算編成は不可能だった筈である。

2、明年度財源の予測

自民党は明年度一般会計予算の新規歳出の財源を、租税增收千億円（経済成長率六・五%として）その他增收五百億円、合計一、五〇〇億円とみている。

私（正木氏）は

歳入面

イ、租税印紙收入増五五五億円（明年度経済成長率四・九%と予測し、その場合の租税の伸び五・四%とし、これを本年度予算額に乗ずると一〇、八一三億円で、これは本年度より五五五億円の増収となる。）

ロ、税外収入減△一〇〇億円（専売益金は横ばい。日銀納付金は一〇〇億円減）

ハ、前年度剩余金減△一九七億円（本年度の前年度剩余金一、〇〇一億円に対して明年度はすでに決算済の剩余金は八〇四億円に確定した。双方の差額が一九七億円である）

歳出面

イ、地方交付税清算払の増△三九億円

ロ、国債費減一〇六億円

（明年度剩余金八〇四億円のうち地方交付税の清算払は一四四億円で本年度よりも三九億円多くなるので、それだけ一般会計歳入は減少する。しかし国債費は八〇四億円より一四四億円を差引いた額の半分三三〇億円となるので、これは本年度四三六億円より一〇六億円だけ減少し、これだけ歳出財源がふえることになる。）

ハ、棚上げ資金基金の皆減四三六億円 合計 九八七億円増

右のように私（正木氏）は、税及び税外収入を含めて約一千億円が明年度の新規財源とみてゐる。

3、政府構想の問題点

イ、大蔵省の税自然増の予測
大蔵省は明年度の租税自然増の予測

を、当初の一千億円より最近は七〇〇億円に変更している（稻葉秀三氏は七五〇億円と予測している）

口、減 稅

自民党は平年度減税六〇〇億円とし、このうち国税減税二五〇億円、地方税減税三五〇億円、減税に見合う地方財政補てんを二五〇億円とし、明年度の減税所要額を五〇〇億円に抑えて、新規財源一五〇〇億円のうち一千億円を歳出増に充てたい意向ときくが、果して地方財政補てんに百億円の穴をあけてもよいのか。それとも地方税減税規模を二五〇億円に減額するのか。この点が問題となる。

ハ、国民年金

厚生省案によれば、明年十月より政府案を実施すれば二二〇億円を所要することになるが、自民党筋としてはせいぜいこの額を全額承認することはむずかしいのではないか。

ニ、新規歳出財源

かりに自民党案通りに自然増を一、五〇〇億円と仮定しても、減税五〇〇億円、当然歳出増（軍人恩給、医療単価引上げ、義務教育関係、賠償支払いなどの既定の歳出増）六〇〇億円としても、差引き新規政策のための手持財源は四〇〇億円しか残らない。このうちから国民年金に對して二二〇億円を支出することは困難なのではあるまいか。

ホ、いかに財源を強化するか

既定経費の圧縮に限度があるとしたら、財源強化は、財政蓄積のくり入れ、減税規模の縮少又は減税と増税とを組み合せる公約規模の縮少又は見送りのいずれかの途をとらねばならぬ。

ところで政府はすでにインベントリのくり入れも、内国債の発行も行わないと言明した。しかも公約を履行すると確言している。

そこで、こんご採りうる途としては、(1)一般会計予算のうちの事業的経費（住宅建設や公共事業費など）を特別会

計に移管してゆき、それで一般計会の財源に余裕をつくる。
(2)既定経費の削減についてきびしく再検討する。

右のように消極的な途をとらざるをえないであろう。従って明年度予算編成の強い特徴を一般会計予算でつくることは困難であろう。

もし、予算編成の特徴を財政投融資計画でつくるにしても、財源の面で、本年度からのくりこし（産業投資特別会計の余裕金一三〇億円、ひもつき基金のうち運用部に預託されている一六五億円）を使用するとしても、当然財源不足となるので、公募債を本年度より増額せざるをいえなであろう。この意味で「民間資金の活用」という自民党の方針がいかに具体化されるか注目に値する。

ヘ、インベントリの使用

外為特別会計には一、六三六億円の蓄積がある。これを一般会計の財源に充てるためには政府が外為会計手持の外貨を日銀に売却してえた円資金を一般会計予算にくり入れればよい訳である。しかし、もしこれを歳出財源に充てるなら、日銀信用という点で日銀引受けの国債発行となんら變りないことになる。従って外為会計の蓄積使用については、少くともその使途が道路港湾建設の如き事業的経費に限定する必要があろう。

（文責 米山）

資料

極東の危機

—アメリカ社会党全国委員会の声明—

(「ザ・ソシアリスト・コール」一〇月号所載)

アイゼンハウアーの「瀬戸際」政策は、この場合は、共産中国の好戦的態度と相まって、アメリカ人を、再び、世界中を呑み込んでしまう戦争の可能性に直面させた。アメリカ社会党は、金門、馬祖諸島の戦いに、アメリカを捲き込ませることに、断固として反対する。

中國地域における民主主義、自由及び経済的進歩のためではなくて、沿岸の諸島のために、共産中国に対しアメリカが戦争をする用意ありと主張することによって、アイゼンハウアーダー統領は、アメリカが、軍事力のみに依存していることをはっきりさせた。

両国の硬化しつつある態度が、全世界の絶滅に終る前に、アメリカ社会党は、台湾海峡における戦争の見通しを減殺するために、次のようなプログラムを要請する。

一、国連主催の下に、台湾の人民の間で、人民投票を行い、台湾人に、独立、国連の信托統

治、蒋介石あるいは、他のいかなる種類の主権をも選ぶ機会を与えること。

二、金門、馬祖の非武装化。これらの諸島の住民に、居住の場所を選ぶ自由を与えること。

朝鮮休戦を平和に転移させ、台湾を含むその近隣諸国への不可侵を誓約することによつためされる、中國側の平和に対する誠意ある配慮の証拠という基礎の上に、われわれは、中國の事実上の政府の承認と、その国連への包含を要請する。

われわれは、台湾における人民投票と、金門、馬祖の非武装化計画は今、この時期には、久くこのできないものであると信ずる。さらに統けて、国連を通ずる援助の計画が必要であり、この援助計画は、極東の人民をして、共産主義の宣伝の成功に導かせる、貧困と絶望への道からそらさせるための手段を取ることを可能ならしめるであろう。

再軍備促進の推移

(昭和二〇年～昭和三三年)

戦後十三年の間に、保守党内閣は新憲法改正、再軍備強化の方向に日一日と着々その歩調を早めていた。われわれはここに、その過程を振りかえり、日本の現実の姿を把握し、再軍備反対の認識を強めねばならない。

| | | |
|---------------------|-------|---|
| 20 | 8・6 | 広島に原爆投下さる |
| 21 | 5・3 | ボッダム宣言受諾 |
| 22 | 5・3 | 極東国際軍事裁判開廷 |
| 23 | 1・6 | 日本国憲法施行さる |
| 11 | 8 | ロイヤル米陸軍長官「日本を全体主義の防壁とする」と演説 |
| 24 | 11・12 | アイケルバーカー中将「第三次大戦には日本は友軍」と演説 |
| 7・4 | 11・12 | 極東国際軍事裁判最終判決 |
| 本は友軍」と演説 | | |
| ロイヤル米陸軍長官、来日 | | |
| マッカーサー極東軍最高司令官「日本は不 | | |
| 25 | 1・19 | 敗の反共防壁となる」と声明 |
| 26 | 1・19 | コリンズ米陸軍参謀総長、下院才出委で証言「四個師団を日本に配置」 |
| 27 | 1・31 | ブラッドレー米統合参謀本部議長ら三軍首脳來日、「沖縄強化、日本軍事基地拡張」と声明 |
| 28 | 2・10 | G H Q 「沖縄に恒久的建設工事を計画」と発表 |
| 6・12 | | ジョンソン米国防長官、ブラッドレー統合参謀本部議長、来日 |
| 7・4 | | 警察予備隊設置さる（人員七万五千） |

| | | | |
|----|----|----|--|
| 26 | 9 | 14 | 警察予備隊中堅幹部に軍隊指揮の経験ある 旧満州国軍日本人将校の採用決定 |
| 12 | 4 | 12 | コリンズ米陸軍参謀総長、来日 |
| 1 | 1 | 1 | マッカーサー元帥新年声明で、日本再武装 の要を説く |
| 14 | 1 | 14 | 在鮮米第八軍発表「中共・北鮮連合軍、国 連軍前線に総攻撃を開始 |
| 1 | 25 | 1 | コリンズ米陸軍参謀総長、ヴァンデンバ ーク空軍参謀総長来日、マッカーサー元帥と 会談 |
| 25 | 9 | 14 | ダレス米大統領特使来日、声明発表 |
| 26 | 1 | 1 | 吉田首相、施政方針演説で「再軍備論は疑 惑を招く」と強調 |
| 29 | 1 | 29 | 吉田首相、参院本会議で「再軍備は時期に 非ず、国内治安は予備隊で十分」と答弁 |
| 1 | 29 | 1 | ダレス特使、吉田首相と会談 |
| 11 | 29 | 11 | ダレス特使、離日声明発表「日本政府は米 軍の駐在を歓迎」 |
| 19 | 2 | 19 | ダレス特使はシドニー国際問題調査会で「 日本再軍備禁止の条項は条約に織込まれぬ」 と演説 |
| 1 | 3 | 1 | ダレス特使は「太平洋の平和」と題する講 演で極東に反共の防壁を築くと強調 |
| 9 | 4 | 9 | ペース米陸軍長官来日、マッカーサー元帥 と会談 |
| 10 | 4 | 10 | トルーマン大統領、マッカーサー元帥を解 任、後任に現第八軍司令官リッジウェイ中 将が就任、リ中将の後任にヴァンフリート 中将任命される |
| 12 | 4 | 12 | リッジウェイ新最高司令官、来日、マ元帥 と会談 |
| 16 | 4 | 16 | 米空軍ジェット戦闘機八十機と最大の空中戦 を展開 |
| 16 | 4 | 16 | ダレス米駐日大使来日、着任、リッジウェ イ最高司令官と会談 |
| 18 | 4 | 18 | ダレス大使、リ最高司令官、吉田首相の三 者会談 |
| 5 | 5 | 5 | マッカーサー元帥、滞日五年八ヶ月で離日 帰米 |
| 26 | 4 | 26 | 蔣總統、米国に対し日本再武装に反対せぬ 旨回答 |
| 8 | 6 | 8 | マ元帥は上院軍事外交委で「警察予備隊は 米師団式の編成で地上軍への転化は容易で あると」証言 と会談 |

| | | | |
|----|---|----|--|
| 26 | 6 | 11 | マーシャル米国防長官、離日帰米 |
| 19 | 4 | 19 | フィンレター米空軍長官、来日 |
| 17 | 4 | 28 | 吉田首相、リッシュウェイ最高司令官と会 談、予備隊拡充を討議 |
| 19 | 4 | 28 | マ元帥、吉田首相宛書簡で「日本は自衛の ため適当な安全保障の兵力を保有せよ」と 強調 |
| 19 | 4 | 28 | 「講和条約・安保条約」調印さる、米軍の 日本駐在を承認 |
| 23 | 8 | 23 | 吉田首席全権ら一行、羽田発米国へ |
| 23 | 8 | 31 | 日本駐在を承認 |
| 23 | 8 | 31 | ラスク米次官補来日、行政協定へ実情調査 ダレス米大使来日、記者団と会見、再軍備 問題で見解表明 |
| 23 | 1 | 23 | 吉田首相、ダレス米国務長官顧問へ宛てた 「日本は國府と友好を回復、中共と講和結 ばず」との書簡を発表 |
| 23 | 1 | 23 | 米第一騎兵師団、朝鮮戦線から北海道に移 駐 |
| 24 | 1 | 24 | 警察予備隊、全国四管区制を六管区制に増 強 |
| 28 | 2 | 28 | 日本行政協定調印 |
| 28 | 3 | 1 | 米極東空軍司令部「日本防衛空軍新設」と 発表 |
| 28 | 3 | 1 | 米空軍当局「日本にジェット戦闘機配置す み」と発表 |
| 28 | 3 | 4 | 吉田首相、参院予算委で「自衛戦力ならび に武器生産は違憲にあらず」と答弁 |
| 28 | 3 | 5 | リードフォード米提督、来日 |
| 28 | 3 | 6 | 元海軍大將豐田貞次郎、元陸軍大將鈴木孝 雄氏ら追放解除 |
| 28 | 3 | 10 | チエース米少将声明「台灣の米軍事顧問團 を増強、三〇〇から七六〇名に」 |
| 28 | 3 | 21 | ダレス氏、米國務長官顧問を辞任 |
| 28 | 3 | 25 | キンボール米海軍長官、来日 |
| 28 | 3 | 27 | ティーグ米下院議員「北鮮に原爆投下せよ 」と強調 |
| 15 | 4 | 15 | 米陸軍化学部長「米陸軍は細菌兵器大量生 産に突入」と言明 |
| 17 | 4 | 17 | 兵器、航空機の生産許可権、日本政府へ委 任さる |
| 17 | 4 | 28 | ダレス前米國務長官顧問「吉田書簡の実行 に満足」との声明発表 |
| 17 | 4 | 28 | 新華社放送「米F86ジェット機、滿州に侵 入墜落す」 |
| 19 | 4 | 28 | 日本駐留米軍人・軍属は、今後「在日米軍」 |

| | | | | |
|----|----|----|--|-----|
| 27 | 4 | 21 | ラドフォード米太平洋艦隊司令長官、來日 | と呼称 |
| 4 | 25 | 4 | 吉田首相、リッジウェー総司令官と要談 | |
| 4 | 28 | 4 | 米極東軍司令部発表「満州の米機撃墜事件を確認」 | |
| 4 | 28 | 4 | 日華平和条約調印 | |
| 4 | 28 | 4 | 日米講和条約、安全保障条約発効 | |
| 5 | 4 | 5 | 国連軍と在日米軍司令部の名称を今後「国連軍司令部」「在日米軍司令部」とし、 | |
| 5 | 4 | 5 | クラーク大将が在日米軍司令官兼国連軍司令官に就任 | |
| 5 | 15 | 5 | ヴァンデンバーグ米空軍参謀総長「米戦略空軍部隊は新型長距離戦斗爆撃機で配備される」と言明 | |
| 5 | 15 | 5 | 新国連軍司令官兼米極東軍司令官クラーク大将来日着任 | |
| 5 | 12 | 5 | 前国連軍司令官リッジウェイ大将羽田発帰米 | |
| 5 | 12 | 5 | 西独、第一線部隊二十万を編成 | |
| 5 | 15 | 5 | 米第七艦隊司令官にブリスコート中将就任 | |
| 5 | 20 | 5 | 国連軍、終日平壌を猛爆 | |
| 5 | 22 | 5 | 米極東軍司令官クラーク大将、初の陛下訪問 | |
| 6 | 11 | 6 | 吉田首相、参院内閣委で「警備隊の海外出動毛頭考えず」と答弁 | |
| 6 | 18 | 6 | 米機五百機、北鮮水豊発電所はじめ五大発電所を猛爆 | |
| 6 | 23 | 6 | ラヴェット米国防長官「水豊爆撃は戦乱の拡大を意味せず」と言明 | |
| 6 | 24 | 6 | 米機再び赴戦、長津など四発電所猛爆 | |
| 6 | 24 | 6 | 大橋国務相「軽飛行機数十機が米国から貸与され、保安航空学校の開設を予定している」と言明 | |
| 6 | 26 | 6 | 米機、長津など発電所を三度爆撃 | |
| 7 | 26 | 7 | 米日本防衛空軍の「防空演習」行われる三日間 | |
| 7 | 6 | 7 | 米極東海軍司令部発表「北鮮の元山軍事資材集積所に大砲爆破を加えた」 | |
| 7 | 12 | 7 | 米陸軍参謀総長コリンズ大将来日 | |
| 7 | 14 | 7 | 警察予備隊は幹部増強のため元大佐ら二三六名採用、任命式挙行 | |
| 7 | 15 | 7 | 米B29爆撃機、平壌、成興操車場を猛爆 | |
| 7 | 21 | 7 | 爆撃は続行すると言明 | |
| 7 | 29 | 7 | 米陸軍参謀総長コリンズ大将「北鮮の軍事破壊活動防止法施行 | |
| 8 | 31 | 8 | 米B29爆撃機、鮮満国境の大金属工場を猛爆 | |

| | | | | |
|----|----|----|--|----|
| 27 | 8 | 1 | 米海軍艦載機、長津付近の変電所爆撃 | 爆撃 |
| 8 | 1 | 8 | 吉田首相保安庁長官兼任と決定 | |
| 8 | 2 | 8 | 蒋介石総統の特使、張群氏来日 | |
| 8 | 4 | 8 | 吉田首相、保安庁幹部へ「新国軍の土台となれ」と訓示、再軍備を示唆す | |
| 8 | 4 | 8 | 米第五空軍戦斗爆撃機二百七十機、北鮮軍司令部平壌北方を猛撃 | |
| 8 | 4 | 8 | 米アラスカ地区司令官ケプナー中将、来日 | |
| 8 | 10 | 8 | 米極東空軍、平壌爆撃強化示唆を発表 | |
| 8 | 11 | 8 | 米国防総省「日本へ武器大量発注を考慮中」と言明 | |
| 8 | 18 | 8 | 米B29爆撃機、鮮満国境の軍需工場を爆撃 | |
| 8 | 21 | 8 | 警察予備隊第一期生の除隊式行わる | |
| 8 | 23 | 8 | 吉田首相、保安庁顧問ワトソン米陸軍少将と要談、増原保安庁次長、林第一幕僚長も同席 | |
| 8 | 30 | 8 | 米極東空軍「B29爆撃機が長津発電所に高性能爆弾を投下した」と発表 | |
| 8 | 31 | 8 | 米戦術空軍司令官キャノン大将来日 | |
| 9 | 1 | 9 | 米海軍機一六四機、鮮満国境を大爆撃 | |
| 9 | 1 | 9 | 韓国で徴兵制度実施、20~27才まで | |
| 9 | 3 | 9 | 米極東軍発表「B29が長津発電所にレーダー爆撃を行つた」 | |
| 9 | 10 | 9 | 海上警備隊、明年度三千名増員、三基地の増設決定 | |
| 9 | 11 | 9 | 増原保安庁次長は記者会見で「三千万坪の大演習場を造る」と言明 | |
| 9 | 11 | 9 | 増原保安庁次長は記者会見で「予備隊所在地二十カ所増設」を言明 | |
| 9 | 12 | 9 | 吉田首相、衆院解散後、名古屋で第一声、「再軍備」時期に非ず、國力培養が先決と演説 | |
| 9 | 15 | 9 | 吉田首相、伊丹キャンプで訓示を行い「予備隊は創設期の民主的軍隊」と言明 | |
| 9 | 17 | 9 | 吉田首相、記者会見で「四年以内に再軍備可能状態になると」と語る | |
| 9 | 24 | 9 | 斐インレター米空軍長官来日 | |
| 10 | 15 | 10 | 空軍五割増強計画完成」と言明 | |
| 10 | 24 | 10 | 保官隊発足す(人員十一万)、神宮競技場で観闘式挙行 | |
| 10 | 29 | 10 | マーフィー駐日米大使、記者会見で「日本 | |

の再軍備は早いほど喜ばしい」と語る

石川県議会、軍用地調達に反対決議
ゴウ米在郷軍人会長来日、クラーク大将は

じめ米極東軍三首脳と会談
保安庁「掃海船三六隻で十隊編成」を発表

一ク米極東軍司令官と会談
ヴァンデンバーク米空軍参謀総長来日、クラーク米極東軍司令官、ワイアンド極東空

軍司令官と会談
吉田首相、施政方針演説で「再軍備」への

所信変らず、物心面の国力充実を強調
新設の婦人保安官六十二名、保安隊衛生学校に入隊

吉田首相と会談
木村保安庁長官、衆院外務委で「不法攻撃には武器使用せん」と答弁

アチソン米國務長官、記者会見で「日本の海外派兵あり得ず」と言明

マーチン米下院議員「日本も再軍備を要す」と語る

金駐国府韓国大使は記者団会見で「李大統領はア元帥に日本の太平洋同盟参加に同意する旨を伝えた」と言明

吉田首相・李承晩会談、岡崎外相、マーフィー米大使ら同席

保安隊、浜松飛行学校で米軍事顧問団による航空訓練を開始

コリンズ米陸軍参謀総長来日す北海道、東北地区視察

1・31 国府海軍総司令馬紀莊中将来日す、木村保安庁長官と会談

2・17 国府国防参謀次長徐培根中将来日す、米軍首脳と会談

2・18 北大西洋中部軍司令官ジョン元帥来日、吉田首相、岡崎外相らと会談

3・30 スティーヴンス米陸軍長官、ペーソン陸軍次官補ら来日、吉田首相と会談

4・1 警備隊第一船隊群を編成

5・15 フリゲート艦編隊航行のため、第一船隊群九隻、横須賀を出港
内灘試射場無期限使用閣議で決定
6・8 ラドフォード米太平洋艦隊司令長官来日、吉田首相と会談、元海軍大将、ウェイランド米極東空軍司令長官、ブリスコ米極東海軍司令官ら同席

6・17 保安隊連合大演習を開始、保安隊八千名、車輛千四百、航空機一五〇ミリ榴弾砲等の

完全武装部隊出動

ロバートソン米國務次官補、ヤング東北アジア局長来日、吉田首相と会談

ダレス米國務長官「日本の保安隊を十個師團卅五万名に増強することを望む」声明発表

政府は「防衛力増強」(二十九年度保安隊十三十五万増員)の方針決定

保安庁の「防衛五カ年計画最終案」成る—陸上二十一万、艦艇十四万五千トン、航空機千四百機

岡崎外相、木村保安庁長官、増原次長とアリソン米大使、クラーク大将、ペーリング大使館参事官の日米六者会談、東京にて池田・ロバートソン会談、日本の防衛構想三カ年計画を決定、声明発表、米國務省にて

アンダーソン米海軍長官来日、吉田首相と会談、ブリスコー米極東海軍司令官同席

ロバートソン米國務次官補、ラドフォード統合参謀本部議長来日、吉田首相と会談

ハル米極東陸軍司令官、アリソン駐日米大使離日帰米—極東戦略の打合せ

ビキニ水爆実験で第五福竜丸被災

M S A (米国相互安全保障法に基く援助に関する)協定調定

M S A 協定発効

日米艦艇貸与協定調印さる—有効期限五年、当面駆逐艦四隻

吉田首相、ウイルソン米国防長官と会談、ハル極東陸軍司令官も同席

秘密保護法案衆院で可決

自衛隊・防衛厅設置両法案成立

自衛隊幹部決る—統幕議長に林敬三、陸上

筒井、航空上村、海上長沢氏

7・1 防衛厅・陸海空自衛隊発足

7・1 秘密保護法施行

ハル国連軍司令官、本年度中に在日米軍北海道から撤退と声明

米第五空軍司令部小牧に開設、司令官レミー中将

ダレス米國務長官、スマス上院議員ら一行十四名来日

吉田・ダレス会談、岡崎外相、アリソン米大使も同席—当面の重要な問題について

ダレス米國務長官、離日声明発表「会談全

| | |
|---------------|---|
| 29 9 14 | く有益」と 米政府は、第七艦隊に対し金門島防衛の國 府軍に全面的な補給上の支援を与えるよう 指令する |
| 10 23 | 岡崎外的、ロバートソン米国務次官補と会 談、ワシントンにて |
| 10 16 | 木村防衛庁長官「徴兵制の実現望む」と語 る |
| 7 9 | 木村防衛庁長官、陸上自衛隊の北海道移駐 を発表 |
| 7 27 | 木村長官、防衛五カ年計画の建直しを言明 米国、ビキニ水爆実験補償額八〇〇万ドル を示す |
| 8 2 | ヒギンス軍事顧問団長、増原次長と会談、 艦艇問題で |
| 8 16 | 防衛庁の基本方針なる「来年度九百億円で 増強」 |
| 10 4 | 木村防衛庁長官、予備役制度充実のため防 衛二法案の再検討を考慮中と言明 |
| 10 15 | 林統幕議長、ハル米極東軍司令官と会談、 陸、海、空各幕僚長も同席 |
| 11 2 | 米極東軍、第八軍司令部を京城から座間へ 移すと発表 |
| 11 2 | 在日第五空軍司令部、福岡に航空自衛隊の ジェット機訓練基地をおくと発表 |
| 11 2 | 在韓米軍当局、第九軍団司令部を日本（仙 台）に移動すると発表 |
| 12 2 | 米極東陸軍司令官にティラー大将就任 防衛庁、陸上、航空両自衛隊の「少年自衛 隊員」の募集開始 |
| 12 22 | 米、新水爆攻撃隊を編成 米・国府相互安全保障条約調印、有効期間 は無期限 |
| 12 22 | 吉田内閣総辞職 |
| 12 22 | 鳩山内閣成立、防衛庁長官に大村清一氏 鳩山首相、憲法第九条改正の必要を強調 |
| 12 22 | 大村防衛庁長官、衆院予算委で「自衛隊は 違憲ではない」自衛隊も軍隊といえると政 府の統一的解釈を説明 |
| 1 13 | 「国民敗く憲法解釈」と両社で対政府共同 声明発表 |
| 1 13 | ラドフォード米統合参謀本部議長來日、木 村防衛庁長官と会談 |
| 30 1 4 | ハル米極東軍司令官、外人記者クラブで「 決る」 |

| | |
|---------------|--|
| 30 1 14 | 日本に中立的立場あり得ず」と演説 海上自衛隊、初の潜水艦訓練教育のため渡 米 |
| 1 29 | 國府軍「大陳島撤退」を決定 |
| 2 4 | ハル米極東軍司令官、ティラー米極東軍司 令官、鳩山首相と会談 |
| 2 21 | 海上自衛隊創設後初の空海一体合同演習を 開始、中国、四国沖合で |
| 3 1 | 米防衛顧問團長ヒギンス少将、増原次長、 上村航空幕僚長と会談 |
| 2 23 | 陸上自衛隊三・四管区対抗作戦大演習を開 始 |
| 3 10 | スタンプ米太平洋艦隊司令長官、来日 |
| 3 11 | 防衛六カ年計画、防衛庁の基本構想なる「 陸上八万人、海上十二万トン、ジェット機 七〇〇」 |
| 3 15 | 鳩山内閣「国防会議設置の方針」を決定 ティラー米第八軍司令官、杉原防衛庁長官 と会談 |
| 3 24 | ティラー米第八軍司令官、杉原防衛庁長官 と会談 |
| 4 1 | スティーヴンス米陸軍長官、ティラー新任 米極東軍司令官、杉原防衛庁長官と会談 |
| 4 6 | 陸上自衛隊幹部学校長中野陸将ら米陸軍視 察のため渡米 |
| 4 11 | 米側、防衛費増額の条件をつけ、防衛分担 金削減に応ず |
| 4 25 | 航空幕僚長上村空将ら、米空軍視察のため 渡米 |
| 5 15 | 重光外相「日本を原水爆基地化する場合、 事前に話合いを行う」との日米確約を明ら かにする |
| 5 17 | スティーヴンス米陸軍長官「沖縄恒久基地 化計画を表明 |
| 5 23 | 両社・民主党基地調査団、立川・横田米軍 基地を視察、ピアース極東空軍參謀らと会 談 |
| 7 5 | 清瀬一郎（民）、衆院本会議で現憲法をマ ッカーサー憲法と呼び議場紛糾 |
| 7 6 | 日本共産党「軍事組織」解体を決定 |
| 7 24 | 新米極東陸軍司令官ホワイト大将、来日、 着任 |
| 7 24 | 防衛庁、ジェット機生産に関する日米協定 の内容を明示 |
| 7 29 | 沖繩の米第六六三野砲大隊に原子砲配属さ る |
| 8 9 | 防衛閣僚懇談会、明年度自衛隊増強計画を 陸上自衛隊十五万人 |

| | | |
|--|--|---------|
| 了承 | 防衛六カ年計画について、米地上軍の撤退を条件に三年以内に陸上自衛隊を十八万とす | 30・8・15 |
| 砂田防衛厅長官「防衛政策推進のための」 | 国防省に切替え検討に着手」と言明 | 9・1 |
| 日米ワシントン(重光・河野・岸とダレス、ラドフォード)共同声明を発表—安保条約の双務化・米軍撤退計画の作成、防衛分担金漸減の一般方式確立など | 在日米軍、宮城県基地内で国府軍将校を軍事訓練、問題化 | 9・9 |
| 防衛厅顧問に下村元大将ら十四氏決る | 防衛厅顧問と会談 | 9・30 |
| 米極東軍司令官ホワイト大将、砂田防衛厅長官と会談 | 「防衛厅技術研究所新厅含」完成総工費二億四千万円 | 9・26 |
| 防衛厅「誘導弾購入」を決定 | 防衛厅「誘導弾購入」を決定 | 10・4 |
| オネストジョンズ初公開、埼玉県朝霞キャンプで米陸軍第五ロケット野砲中隊により防衛厅「郷土防衛隊要項案」初年度五千名を正式決定 | オネストジョンズ初公開、埼玉県朝霞キャンプで米陸軍第五ロケット野砲中隊により防衛厅「郷土防衛隊要項案」初年度五千名を正式決定 | 10・19 |
| 海上自衛隊、大演習、(十一日間)——艦艇八十隻、飛行機二十機隊員五千名参加 | 海上自衛隊、大演習、(十一日間)——艦艇八十隻、飛行機二十機隊員五千名参加 | 10・27 |
| オネストジョンズ試射行わる—富士米軍演習場で | オネストジョンズ試射行わる—富士米軍演習場で | 11・7 |
| 防衛厅は一方面總監部、二混成団の新設とともになう自衛隊幹部の大異動発令 | 防衛厅は一方面總監部、二混成団の新設とともになう自衛隊幹部の大異動発令 | 11・16 |
| オネストジョンズ第二弾、北海道千歳郡米軍島松演習場で発射 | オネストジョンズ第二弾、北海道千歳郡米軍島松演習場で発射 | 11・29 |
| ブルックナー米陸軍長官、来日 | ブルックナー米陸軍長官、来日 | 12・3 |
| ブルックナー米陸軍長官、船田防衛厅長官と会談、レムニッサーー極東軍司令官、ビドル在日軍事顧問団長、林統幕議長ら同席 | ブルックナー米陸軍長官、船田防衛厅長官と会談、レムニッサーー極東軍司令官、ビドル在日軍事顧問団長、林統幕議長ら同席 | 12・5 |
| トーマス米海軍長官来日、船田防衛厅長官と会談 | トーマス米海軍長官来日、船田防衛厅長官と会談 | 12・20 |
| ラドフォード米統合参謀本部議長来日、船田防衛厅長官と会談、レムニッサーー極東軍司令官、林統幕議長ら同席 | ラドフォード米統合参謀本部議長来日、船田防衛厅長官と会談、レムニッサーー極東軍司令官、林統幕議長ら同席 | 31・1・6 |
| 米極東空軍配属の原爆搭載可能のB57五機、埼玉県ジョンソン基地に到着 | 米極東空軍配属の原爆搭載可能のB57五機、埼玉県ジョンソン基地に到着 | 1・9 |
| 在日米軍の再編成発表—第一駒兵師団が全國を管轄 | 在日米軍の再編成発表—第一駒兵師団が全国を管轄 | 1・20 |
| 韓国軍艦の横須賀入港問題、米側「事前に通告」を約す | 韓国軍艦の横須賀入港問題、米側「事前に通告」を約す | 2・1 |
| 米軍ジェット機、東京都新小岩に墜落 | 米軍ジェット機、東京都新小岩に墜落 | 2・3 |

| | | |
|---|---|---------|
| 原水爆禁止決議案参議院でも可決 | オネスト・ジョンSEATO連合演習に参加 | 31・2・10 |
| 鳩山首相、参院予算委員会で「自衛隊は憲法上疑義がある」と発言 問題化 | 鳩山首相、参院予算委員会で「自衛隊は憲なら敵基地を侵略してもよい」と失言 | 2・13 |
| SEA TO連合演習行わる—六カ国参加 | SEA TO連合演習行わる—六カ国参加 | 2・15 |
| 砂川基地買収謝礼金条件派のむ | 砂川基地買収謝礼金条件派のむ | 2・16 |
| 鳩山首相、参院予算委員会で「自衛隊は憲法上疑義がある」と発言 問題化 | 鳩山首相、参院予算委員会で「自衛隊は憲なら敵基地を侵略してもよい」と失言 | 3・8 |
| 社会党「自衛権はあるが交戦権は認めぬ」との憲法解釈を声明 | 社会党「自衛権はあるが交戦権は認めぬ」との憲法解釈を声明 | 3・12 |
| ダレス米国務長官、ロバートソン国務次官補来日、鳩山首相、岸幹事長と会談 | ダレス米国務長官、ロバートソン国務次官補来日、鳩山首相、岸幹事長と会談 | 3・18 |
| ワイルンド米戦術空軍司令官来日、船田防衛厅長官と会談 | ワイルンド米戦術空軍司令官来日、船田防衛厅長官と会談 | 3・22 |
| 霞ヶ関に防衛厅の新厅含完成—予算十一億円 | 霞ヶ関に防衛厅の新厅含完成—予算十一億円 | 4・4 |
| 米軍、大高根基地を返還—調達厅発表 | 米軍、大高根基地を返還—調達厅発表 | 4・13 |
| ジェット機生産、日米第二次取決め調印 | ジェット機生産、日米第二次取決め調印 | 4・17 |
| 防衛厅の中古エンジン買入問題化、国会で追及 | 防衛厅の中古エンジン買入問題化、国会で追及 | 4・30 |
| ロバートソン米国防次官、来日 | ロバートソン米国防次官、来日 | 5・9 |
| 船田防衛厅長官、ロバートソン米国防次官と会談、レムニッサーー極東軍司令官、増原次長ら同席—米援助は不变 | 船田防衛厅長官、ロバートソン米国防次官と会談、レムニッサーー極東軍司令官、増原次長ら同席—米援助は不变 | 5・10 |
| 防衛厅、米軍に「新型誘導弾ナイクの督促申入れ」を明らかにす | 防衛厅、米軍に「新型誘導弾ナイクの督促申入れ」を明らかにす | 5・21 |
| 自衛隊初の幹部会議開く、船田長官「綱紀肅正」を強調 | 自衛隊初の幹部会議開く、船田長官「綱紀肅正」を強調 | 6・13 |
| サイパンまでを警備—海上自衛隊の基本構想決する | サイパンまでを警備—海上自衛隊の基本構想決する | 6・18 |
| 「在日軍事基地、必要なら永久に使う」米下院空軍歳出小委で米空軍參謀次長付レンツ准將が証言 | 「在日軍事基地、必要なら永久に使う」米下院空軍歳出小委で米空軍參謀次長付レンツ准將が証言 | 6・18 |
| P2V対潜哨戒機の国内生産で日米初の話し合い行わる | P2V対潜哨戒機の国内生産で日米初の話し合い行わる | 5・18 |
| 国防会議発足す | 国防会議発足す | 6・24 |
| レムニッサーー米極東軍司令官「沖縄基地新規接収の基本方針は変らぬ」と言明 | レムニッサーー米極東軍司令官「沖縄基地新規接収の基本方針は変らぬ」と言明 | 6・30 |
| 誘導弾基地をつくると発表 | 誘導弾基地をつくると発表 | 7・6 |
| 水爆実験影響調査の俊鶴丸帰る | 水爆実験影響調査の俊鶴丸帰る | 7・11 |
| ヘ説明書提出、船田長官言明 | ヘ説明書提出、船田長官言明 | 7・18 |
| 武器生産審議会、兵器産業の政府負担による維持策を承認 | 武器生産審議会、兵器産業の政府負担による維持策を承認 | 7・24 |
| 自衛隊、初のロケット弾実験発射、宮城県 | 自衛隊、初のロケット弾実験発射、宮城県 | 7・24 |

| | | | |
|----|----|---|--------------|
| 32 | 6 | 6 | 防衛懇談会の初会合ひらく |
| 6 | 13 | 岸首相、陸上自衛隊練馬駐屯部隊を視察、観閲式を行う | |
| 6 | 14 | 政府は国防会議決定の「防衛力整備計画」を閣議で了承 | |
| 6 | 16 | 岸首相、訪米のため羽田出発 | |
| 6 | 19 | 岸首相、ワシントンに到着、アイゼンハワー米大統領と第一回会談 | |
| 6 | 20 | 岸首相、ダレス米国務長官と会談 | |
| 6 | 21 | 日米首脳会談、安保条約改訂と領土問題を協議「日米新時代に入る」との共同声明発表 | |
| 6 | 24 | 自衛隊機の事故続出で、浜松基地の全飛行士は飛行制限を申合せ | |
| 7 | 1 | 東京の国連軍司令部、京城に移動（在日米極東軍司令部解消）米太平洋軍司令部発足（スタンプ大将の指揮下に入る） | |
| 7 | 4 | スタンプ米太平洋軍司令官、米軍駐留各国に紛争処理責任将校配置を指令 | |
| 7 | 2 | 茨城県下で米軍機、通行中の母子殺傷 | |
| 8 | 6 | 「安全保障に関する日米委員会」正式に発足 | |
| 8 | 6 | 「第三回原水爆禁止世界大会」東京で開く超音速ジェット機種選定で永盛空将補ら一行六名渡米 | |
| 8 | 12 | 日米安保委員会の初会合行わる | |
| 8 | 16 | タス通信はソ連、大陸間弾道兵器（ICBM）の実験に成功と発表 | |
| 8 | 26 | 津島防衛庁長官「来年度に自衛隊二万三千名を増員す」と言明 | |
| 9 | 10 | 第二回日米安保委員会開く | |
| 9 | 4 | P2V対潜哨戒機、来年度から国産、政府が正式態度を決定 | |
| 9 | 22 | 警視庁砂川事件のデモ隊指導者を一斉検挙、労組員、学生ら二十三人逮捕 | |
| 10 | 1 | 自衛隊記念日で岸首相が観閲、明治神宮外苑で | |
| 10 | 5 | 防衛庁「エリコン誘導弾試射基地に伊豆の新島」を決める | |
| 10 | 12 | 米海軍作戦部長バーク大将、来日「日本の役割は対潜水艦戦」と語る | |
| 10 | 14 | バク米海軍作戦部長、津島防衛庁長官と会談、P2V問題で | |
| 10 | 17 | 岸首相、第二次東南アジア歴訪のため羽田発 | |
| 10 | 21 | 米第三海兵師団、日本を撤退、沖縄に上陸 | |
| 10 | 22 | 防衛庁に防空委員会を設置—誘導弾を統一 | |

| | | |
|----|----|---|
| 11 | 19 | 研究 |
| 11 | 24 | 防衛庁、誘導弾の研究を促進—来年から五年計画で |
| 12 | 8 | 岸首相、第二次東南アジア訪問から帰国（三週間） |
| 12 | 19 | 新島の誘導弾基地に地元教員が反対の声明発表 |
| 12 | 20 | 日米安保委員会で米から自衛隊に誘導弾サードワインダーを供与に決る |
| 12 | 30 | 閣議、空対空誘導弾サイドワインダーの受入れを了承—明年度五千三百万円（十四発） |
| 13 | 1 | 防衛庁、三五年度に「全機にミサイル装備」の計画を推進 |
| 13 | 3 | 米バーラー軍令部長「日本の海上自衛隊を強化し、対機雷、潜水艦戦に重点をおくる」との見解発表 |
| 13 | 3 | 米空軍当局「IRBM（中距離弾道）中隊発足と発表 |
| 14 | 1 | 防衛庁、第二次防衛力整備計画（三六年度～四〇年度までの五カ年計画）の立案に着手 |
| 15 | 1 | タス通信発表「ソ連、兵力三十万削減、東独ハンガリーから一部撤退 |
| 14 | 1 | 海上自衛隊初の遠洋航海、ハワイへ出発 |
| 15 | 1 | 米軍地区司令部、座間へ移動—在日米陸軍の活動を集結 |
| 16 | 1 | 米より供与のF86D全天候ジェット戦闘機の第一陣四機、浜松基地に到着 |
| 20 | 1 | マケルロイ米国防長官「極東にIRBM基地の設置」を示唆 |
| 22 | 1 | 防衛庁三三年度予算を発表「防衛費千二百億六千万円—一万名増員、甲型警備艦二隻建造も実現」 |
| 27 | 1 | 太太平洋地域米軍司令官会議、三〇名出席、 |
| 29 | 1 | 対潜哨戒機の国産四十二機つくる日米調印声明発表 |
| 30 | 1 | 新島のミサイル試射場反対の声高まる。社会党国会で岸首相、津島防衛庁長官を追及 |
| 8 | 2 | 米国防省に宇宙兵器総監ジョンソン氏任命 |
| 11 | 2 | 在日米地上部隊の日本からの引揚げ終る |
| 8 | 2 | 岸首相、衆院予算委で「沖縄からの水爆積載機バトロール機、法的には阻止不能」と答弁、問題化 |
| 11 | 2 | スタンプ米太平洋軍司令官「日本にナイキ |

供与を考慮中」と言明

2 14
米、エニウエトク環礁の核実験で危険水域

を発表、四月五日から立入禁止

米、大陸間弾道弾アトラス発射に失敗

ソ連自衛隊に防禦用ミサイル完備』自民党国

防部会、岸首相に意見書を提出

中共軍、北鮮から撤退。周・金両首相共同

声明に調印

2 19
米国務省、朝鮮問題で言明「国連軍撤退せず」

ソ連「中共軍の撤退にならない韓国の米軍など撤退せよ」と声明発表

2 20
米陸軍発表「ブース中将を琉球高等弁務官に新任」

3 5
朝鮮派兵国連十六カ国、中共首相の申入れ「朝鮮派兵提案」を拒否と決定

3 5
自衛隊の『立入禁止』富士演習場地主十八人が訴え

3 7
次期国産戦闘機に「グラマンF11F-1F」に内定

3 9
防衛庁、防空誘導弾に重点、技術研究所の機構拡充

3 13
津島長官、衆院内閣委で「山口県岩国基地に米原爆積載機A4Dスカイホークが配備、連絡うけた」と答弁

3 17
米当局「パンガード計画の試験用人工衛星を軌道に乗せることに成功した」と発表

3 20
米陸軍省「彈道弾計画管理に新司令部を創設」と発表

3 25
津島長官、衆院内閣委で「領空侵犯の場合、自衛隊機が出動」と答弁

3 28
在欧米軍発表「西独にナイキ部隊展開終了」

3 31
岸首相、衆院内閣委で「在日米基地攻撃されれば、自衛隊、敵基地を攻撃」と明言

3 28
経団連、航空委員会、政府にF86、T33の生産継続を望

3 31
岸首相、衆院内閣委で「沖縄は米国の施政権下にあるが、米軍が防衛を放棄して逃げた場合、自衛隊は出動する」と言明

3 31
ソ連、核実験中止を宣言、西欧応じねば再開

3 31
防衛庁、米・英・ソに防衛駐在官を派遣と決る

4 5
1Fに決定

4 5
米太平洋軍司令官「沖縄返還はあり得ない」と下院外交委員会で証言

4 7
防衛庁、防空装備委員会で「三八・四二年に日本防空装備を転換、主力をミサイルに」との基本構想を検討

4 8
米大統領、ソ連首相書簡に回答「核実験停止を拒否」

4 14
津島長官、第五回日米安保委員会で報告自衛隊機緊急出動態勢へ

4 18
アーヴィング米国防次官補代理「日本に核兵器基地設置の意向」を表明

4 18
「米軍機が再三原水爆を積んでソ連国境へ向った事実を非難」ソ連外相、声明発表

4 22
経団連、防衛産業委員会日本航空工業会、協議会、日本兵器工業会の四団体防衛産業再編成に乗出す「ロケット、ミサイルなど国産化」

4 22
ソ連首脳、米大統領に書簡「核実験停止を再び要求」

4 26
津島長官「領空侵犯に自衛隊機出動命令」出す一二八日午前零時から実施

4 28
英、太平洋で核爆発実験。ソ連の「停止」後初めて

5 2
米琉球軍司令官ブース中将、沖縄着、就任

5 2
米軍、台灣で中距離有翼誘導ミサイル「マタドール」発射、極東初の実験行う

5 19
英「核実験やめない」と日本の要求を拒否

5 22
フルシチヨフ、ソ連首脳、総評に回答「日本に基地なければ、核兵器攻撃せず」

5 23
茨城県百里原基地拡張に警官隊出動、実力で資材を搬入

5 26
米国防省発表「エニウエトクで核実験行わる」

5 26
沖縄嘉手納基地での展示会に中距離弾道

5 26
「ソーラー」出現、SEATO代表に公開

5 31
今年度中にレーダー十三基地(二四基地のうち)日本側に返還、調印行わる

6 2
防衛庁、北富士射場で「地対空、空対空の両ミサイル」を実験

6 4
琉球米軍司令部「近く三十時間にわたり模擬原爆演習を行う」と発表

6 4
防衛庁、国産無人飛行機第一号を公開

6 6
琉球立法院「核兵器持込み反対」を決議

6 7
防衛庁の三四年度業務計画大綱固まる—陸海・空を実戦部隊に強化

| | | |
|-------|-------|---|
| 6・20 | 6・19 | ソ連「日本領内への核兵器持込みに警告」 「防衛産業研究会」発足、経団連防衛生産委員会、日本航空工業会、G M 協議会、日本兵器工業会の四団体で組織、新装備品国産化へ年次計画 |
| 6・25 | 6・25 | 防衛庁、陸上自衛隊の第一空ティ団編成 米、核弾頭ミサイル実験のため、ジョンストン周辺に危険区域を設定 |
| 6・27 | 6・27 | M S A 改正決定、両院で可決、新規総額三十億三千万ドル |
| 6・27 | 6・27 | 米政府、議会に「対日軍事援助の増額」を要請 |
| 6・28 | 6・28 | 自衛隊に新式高射砲部隊、米七二門の供与約す |
| 8・11 | 8・11 | 原水爆禁止『平和行進』東京入り |
| 8・17 | 8・17 | 防衛庁地対空誘導弾エリコンを導入 |
| 8・17 | 8・17 | 日米安保委員会開く「共同防衛を強化」極東新情勢も討議 |
| 8・25 | 8・25 | フェルト米太平洋地区軍司令官、来日、岸首相を訪問 |
| 8・27 | 8・27 | 米海軍発表「米第七艦隊を増強、核兵器装備の空母、駆逐艦など五隻回す」 |
| 8・28 | 8・28 | 防犯庁、明年度自衛隊増強計画発表—誘導弾に「実験隊」新設 |
| 8・29 | 8・29 | 米、大陸間弾道弾アトラス実験成功、四千八百キロ飛ぶ |
| 9・2 | 9・2 | 衆院決算委で、社会党グラマン問題を追及 |
| 9・7 | 9・7 | ロングブリーミ兵、西武電車に発砲、音楽大学生死亡 |
| 9・11 | 9・11 | ダレス国務長官・藤山外相会談、ワシントンで共同声明発表、日米新時代に合致する安保条約改訂に同意 |
| 9・26 | 9・26 | キベット米第七艦隊新司令官、来日 |
| 9・29 | 9・29 | 防衛庁、米国に空対空誘導弾サイドワインダーの受入れ方を申入れ |
| 10・4 | 10・4 | 日米安保条約改訂交渉はじまる |
| 10・9 | 10・9 | 岸首相、米プラウン記者に「憲法第九条の廃棄、海外派兵、中共非難」の態度を表明、問題化 |
| 10・17 | 10・17 | 戦後最大の「三三年度北部方面秋季機動大演習」行わる（六日間、北海道で）陸上自衛隊第二、第五管区、第七混成團二万二千、車輛四千が参加、費用一億二千万円 |

